

令和4年(2022年)12月に、「生徒指導提要」が改訂されました。生徒指導の取組上の留意点として「**児童生徒の権利の理解**」について述べられています。

「児童生徒の権利の理解」

「児童の権利に関する条約」の4つの原則

- 1 **差別の禁止**：児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
- 2 **児童の最善の利益**：児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
- 3 **生命・生存・発達に対する権利**：児童生徒の命や生存、発達が保障されること
- 4 **意見を表明する権利**：児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること

(文部科学省 生徒指導提要(令和4年12月)を基に作成)

体罰等によらない子育てを広げましょう!

「体罰」(*)は国の法律で禁止されています

令和元年6月に児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。

子どもとの関わり 具体的な工夫のポイント

- 1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
- 3 子どもの成長・発達によっても異なること(できること・できないこと、大人に言われていることが理解できないこと)があります
- 4 子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう
- 5 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
- 6 子どもに伝えるときは、肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- 7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう



「体罰」と「しつけ」は違います!

※「**体罰**」とは

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)



「**しつけ**」とは

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為



〈厚生労働省 体罰等によらない子育てを広げよう!パンフレット(令和2年度)・たたかれています子どもなんて、いないんだよ。パンフレット(令和3年度)を基に作成〉

学校における体罰防止!リーフレット

子供たちが「未来の創り手」となり、社会を切り拓くために必要な資質・能力を確実に身に付けさせる責任が私たちにはあります。

県教育委員会作成のリーフレットについては、2次元コードから御覧ください。

